

川崎市障害（児）者家族等介護者援助事業補助要綱

平成12年4月1日付け市長決裁
(12川健障福第140号)

(目的)

第1条 この要綱は、障害（児）者の介護を日常生活の中で、一時的に代行することにより、日頃介護にあたっている家族等の心身の疲労回復を促す援助（以下「レスパイトサービス」という。）を行う社会福祉法人等に対し補助金を交付することにより、その家族等の介護機能の活性化を図り、障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第2条 この事業の補助金交付の対象は、本市会計期間(4月1日から翌年3月31日まで)に前条における事業を実施する社会福祉法人又はそれに準じる障害者の家族等、援助者及び福祉関係者で構成される任意の団体で、継続して適切なレスパイトサービスを行うことができると市長が認めたものとする。

(補助内容生及び補助金額)

第3条 この事業の補助内容は別紙に定めるものとし、事業に要する費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(利用の対象)

第4条 この事業の利用対象者は、市内に居住する障害（児）者とし、あらかじめ利用登録された者とする。

(介護者の登録及び要件)

第5条 障害（児）者の介護にあたる者は、あらかじめ介護者として登録された20歳以上の者で福祉に理解と熱意を有し、介護者としての業務を遂行できる者とする。

(事業内容)

第6条 この事業内容の概要は、概ね次のとおりとする。

- (1) 日中の一時介護事業
- (2) 宿泊による一時介護事業
- (3) 送迎事業
- (4) 外出介助事業
- (5) その他

(利用者の負担)

第7条 この事業を実施するにあたり、利用者が負担すべき費用については事業者が決定するものとし、金額等について明確に記しておくものとする。

(運営の基準)

第8条 事業を実施するうえで、次のことを運営の基準とする。

- (1) 障害（児）者の日常生活を可能な限り継続させるため、あらかじめ登録された障害（児）者の障害等の状況、日常生活の状況及び必要な介護の内容等を常に把握しておくこと。
- (2) 介護者の確保と養成、登録者と介護者の交流等を図り、登録者からレスパイトサービスの利用の申し出があった場合は、利用者の状況に応じた適切なサービスを行うこ

と。

- (3) 宿泊を伴う場合は、生活環境に十分配慮された専用の場所を確保し、必要な設備及び備品等を有すること。

(補助金の交付申請)

第9条 この事業の補助金の交付を受けようとする社会福祉法人等は、次の書類を添付のうえ、市長に申請するものとする。

- (1) 障害（児）者家族等介護援助事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 利用登録者名簿（第2号様式）
- (3) 介護登録者名簿（第3号様式）
- (4) 収支予算書
- (5) 家賃等契約書の写し
- (6) 実施場所の図面

(交付の決定)

第10条 市長は、前条に基づく交付申請があったとき、当該申請に係る書類等の審査及び実態調査を行い、適当と認めるときは補助金の交付を行うものとする。

(交付条件)

第11条 社会福祉法人等に対する補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) この補助金は「川崎市障害（児）者家族等介護者援助事業補助要綱」に基づき適正に使用し、目的以外に使用してはならない。
- (2) 事業を実施するにあたっては、利用対象者に対して施設賠償責任保険等に加入しなければならない。
- (3) 事業の内容を変更した場合は「川崎市障害（児）者家族等介護者援助事業変更届」（第4号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合は「川崎市障害（児）者家族等介護援助事業（中止・廃止）届」（第5号様式）により、あらかじめ市長に届出て承認を受けなければならない。
- (5) 補助金と事業に係る収支、及び支出の状況を明らかにした帳簿等証拠書類を整理しこれを当該年度の事業終了後、5年間保存しなければならない。
- (6) 市長は、必要に応じて本事業を実施する社会福祉法人等に対し、関係書類の提出を求め、事業内容を監査できる。

(事業の報告)

第12条 補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等は、四半期ごとに「障害（児）者家族等介護者援助事業利用状況表」（第6号様式）を、当該年度終了後30日以内に「障害（児）者家族等介護者援助事業実施報告書」（第7号様式）及び収支決算書により、市長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から執行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から執行する。

(別 紙)

川崎市障害（児）者家族等介護者援助事業補助基準額

補 助 内 容	補助金額（1ヶ所あたり）
家賃等賃借料補助	実家賃×12月（千円未満切捨て） 限度額（年度額） 1,164,000円